

官報号外 平成七年四月二十四日

○第一百三十二回 参議院会議録第十八号

平成七年四月二十四日(月曜日)

午後一時一分開議

○議事日程 第十八号
平成七年四月二十四日

午後一時開議

第一 地方分権推進法案(趣旨説明)

○議事日程 第十八号
平成七年四月二十四日

午後一時開議

○議長(原文兵衛君) 青木新次君逝去につき哀悼の件
官報

平成七年四月二十四日 參議院会議録第十八号

議員山本富雄君逝去につき哀悼の件

このような成果を上げられたのであります。このことは、今なお地元の語りぐさとなっているのであります。

その後の国会における君の活動も、このように奥様の支えがあつて初めて可能だったのです。ここに理想的な夫婦像を見ることができるのです。

さて、君は、本院においては、法務、外務、大蔵、商工、運輸、予算等の委員会に属して、さらには、大蔵委員長として活躍をされました。また、参議院自由民主党においては、平成元年八月に国会に就任されましたが、少数与党という

○青木新次君 登壇地
本院議員山本富雄君は、去る三月十六日、東京都港区の慈恵会医科大学附属病院において、肝不全のため逝去されました。

体調すぐれず三月七日から入院しておられましたが、御家族の懸念の看病もむなし、ついに幽明境をされることとなりました。まことに痛惜哀悼の念にたえません。

私は、ここに、皆様の御賛同をいただき、議員一同を代表いたしまして、従三位勲一等故山本富雄君の御功績をしのび、謹んで哀悼の言葉をささげたいと存じます。

君は、昭和三年十一月、群馬県吾妻郡草津町に生を受け、陸軍士官学校への進学を目指し、地元の名門校、旧制高崎中学に進まれたのであります。昭和三十年四月、君は、わずか二十六歳の若さで草津町議会議員に当選されて政界入りを果たされました。以後、町議会議員を二期十二年間、次いで県議会議員を二期十年間にわたりて務められ、昭和五十一年には、自由民主党群馬県支部連合会の幹事長にも就任されました。

そして、昭和五十二年七月、第十一回の参議院議員通常選挙において、見事、県内史上最多の四十八万票を獲得しまして初当選を果たされたのであります。しかも、このときの君は、公示日直前に患った急性肝炎のために、病床に伏したまま一度も選舉運動を行なうことができず、かわって奥様が遊説から立会演説会に至るまで大活躍をされています。

○議長(原文兵衛君) 青木新次君から発言を求めておりました。この際、発言を許します。青木新次君。

言うまでもなく農政の分野においてであります。

た。

君は、平成二年二月、第二次海部内閣において農林水産大臣として入閣を果たされたのであります。農業県である群馬県の出身者として早くから農政に情熱を傾けていた君にとって、最もふさわしいポストについたのであります。農政の最高責任者となつた君は、農は国の基、林は国の礎と言つて、この信念を胸に多くの困難な問題を抱えています。

さて、新任大臣の君を待ち受けていた最大の難問は、最終段階を迎えていたガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉であります。

強硬に米などの農産物の自由化を迫る欧米諸国を向こうに回して、君は、世界最大の農産物純輸入国としての我が国の立場を踏まえて、食糧安全保障、国土・自然環境の保全、地域社会の維持等、農業が果たしている多面的な役割を十分配慮される必要があると繰り返し主張し、一步も譲らず我が国的基本的立場を堅持し続けられました。

強硬に米などの農産物の自由化を迫る欧米諸国を向こうに回して、君は、世界最大の農産物純輸入国としての我が国の立場を踏まえて、食糧安全保障、国土・自然環境の保全、地域社会の維持等、農業が果たしている多面的な役割を十分配慮される必要があると繰り返し主張し、一步も譲らず我が国的基本的立場を堅持し続けられました。

このようないくつかの信頼が寄せられたことは申し上げるまでもあります。

その後、党的総合農政調査会長に就任し、引き続き農業・農村の活性化のために奮闘されました。特に、昨年秋のウルグアイ・ラウンド農業合意受け入れに伴う国内関連対策では、党的陣頭に立つて総事業費六兆百億円の対策実現のために大きな尽力をされたことは記憶に新しいところであります。

一方、私人としての君は、スポーツマンとしても大変な実績を持ち主であります。全日本選手権の滑降第一位、国体の大回転第三位という輝かしい経歴を持ち、昭和三十一年の第七回冬季オリンピック銀メダリストである、あの猪谷千春選手の好敵手であったのであります。

君の頑固なまでのしんの強さは、このようないいえ、君が国会で上げられた最大の功績は、ボーリングによって培われたものであります。

しかし、君が国会で上げられた最大の功績は、

官 報 (号 外)

役割を重点的に担い、地方公共団体においては地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うべきことを旨として行われるものとすると、あいまいがつ抽象的な表現にとどまつておるのであります。地方制度調査会答申、行政改革推進本部地方分権部会の意見等と読み合わせてみますと、この感は否めないとところでござります。この点に関する総務厅長官と自治大臣の御説明をお願い申し上げます。

また、「地方分権の推進に関する国の施策」と題しまする法第五条に対する衆議院の修正の意義と、それに対する考え方はいかがでありますか。特に、この修正は、機関委任事務の整理合理化に密接な関連を有するものでございますが、この点につきましての総務厅長官のお見通しを伺いたいのでござります。

次に、地方税財源の充実確保について伺います。

法第六条の趣旨はわかりますが、実質的に何事をも物語つておらないに等しいという感じを持ちます。国と地方公共団体との間の事務再配分を真剣に考えるのであれば、これに対応する地方税財源の充実確保は必須の課題でございます。この重大な問題をわずか二三行足らずの条文で簡単に片づけるなど、ここにこの問題に対する政府の腰の引けた姿勢がほの見えると言えれば言い過ぎになりますか、総理及び自治大臣からしっかりお答えをお願いいたします。

次に、国から地方公共団体への権限委譲等の推進について伺います。

行政の簡素化及び規制緩和の観点から、行政事務そのものの必要性を検討することは当然でございますが、その上で国から地方公共団体への権限委譲等を推進する場合、行政分野ごとに権限委譲、国の関与、補助金の整理等を一括して見直し計画的に推進する旨の昨年十一月二十五日付の「地方分権の推進に関する大綱方針」と題する閣議決定の趣旨には大賛成であります。

ただ、そこでなお書きでうたわれておりますが、
「全国的な統一性、全国的な規模、視点を重視し
て行う必要のある事務についても、その執行に当
たり地方公共団体の裁量に委ねることが適当なも
のについては、国は、極力、基準の提示や制度の
大枠の制定にとどめるものとする。」となつておりますが、自治大臣及び総務庁長官が具体的にどの
ような事務を考えておられるのか、お伺いいたし
たいと存じます。

政府は、且下行財政の改革に取り組んでおり、
その成果はいまだ道半ばでございますが、この中
で地方分権を推進するに当たり、地方公共団体が
その受け皿づくりをいかに効率的に行い、地域住
民に対してよりよい行政サービスの提供を図つて
いけるかどうかに地方分権全体の成果が問われて
いるところであります。政府、地方公共団体があわ
せたトータルでの国民負担の状況につきまして、
今後十分なチェック体制を検討していく必要があ
ると存じますが、自治大臣並びに総務庁長官、こ
の点いかがでありますか。

また、地方公共団体の体制整備を推進するに當
たり、市町村合併の一層の推進、広域連合等広域
行政体制の整備、人材の確保育成に積極的に取り
組んでいく必要がありますが、この点につきまし
ての方針を自治大臣に伺いたいと存じます。

次に、**地方分権推進委員会**に関して伺います。

地方分権推進委員会に関して、**地方分権推進法**
即地方分権推進委員会法だと言つてよいくらいこ
の委員会の存在は大きな意義を有しますが、それ
だけに、その委員の任命に当たりましてはいやが
上にも慎重でなければなりません。同法第十二条
に「委員会は、委員七人をもって組織する。」とさ
れ、第十三条第一項では「委員は、優れた識見を
有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣
総理大臣が任命する。」とされておりますが、この
委員の構成につきまして、地方自治関係者何人、
学識経験者何人等の構成がござりますれば、総務
省長官のお考えをお伺いいたします。

また、推進委員会が十分な調査審議を行つていりますためには、推進委員会事務局の体制整備が不可欠のことと存じます。その意味で十分な規模の人員配置が必要と考えますが、この点についてもお答えを願います。

最後に、一言申し上げます。

この法案は、我が国の現代史において画期的な意義を有する法律案であると存じます。

顧みますれば、我が國が歐米諸国の有色人種支配のほうはいたる波の中で決然と立つて独立の大施のもとよく列強に伍して今日に至つたのは、中央集権国家として一国の総力を結集し得たからにほかなりません。

しかし、時代の流れ、また今後における我が国の使命は、國際場裏にありましてよくその使命を果たすことにあり、内政の面におきましては明治維新以来既に百二十年余の歴史を経た地方公共団体に原則としてこれをゆだねることが適当でござります。このような観点から、このたびの地方分権推進法案の制定の運びとなったものと考えられます。その意味で、このたびの地方分権推進法案の制定は、第一の明治維新、第二の開国の幕あけとなるものでござります。(拍手)

地方分権の積極的推進については、「昨年、当参議院におきまして全会一致で決議を行つたところでござります。その趣旨を十二分に生かして推進されますよう總理の御決意を伺ひまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。(拍手)

○國務大臣(村山富市君) 鎌田議員の質問にお答えを申し上げたいと存じますが、まず、地方分権に対する認識についてのお尋ねでございます。

今日、国民が豊かさとゆとりを実感できる魅力ある地域社会を実現することが極めて重要であり、地方公共団体がみずから創意に基づく施策を積極的に展開していくことができるよう地方分権の推進を図ることが、何よりも必要であると考えております。そのためにも、国と地方公共団本

は、意思疎通を図つて相協力ををして住民福祉の増進を図つていくことが大切であります。地方が、その実情に沿つた個性あふれる行政を積極的に展開できるよう国と地方の役割分担を本格的に見直し、権限委譲や国の関与等の廃止・緩和、地方税財源の充実強化を進め、地方公共団体の自主性・自立性を強化していくことが必要であると認識をいたしておるところでござります。次に、地方税財源を充実確保すべきとのお尋ねであります。先般の税制改革におきましては、地方分権を推進し地方税源の充実を図るために、地方消費税を導入することとしたところでございます。また、今後の高齢化の進展に伴う地域福祉の充実や生活関連社会資本の計画的整備等を考えあわせますと、地方税財源の充実強化を図ることはますます重要な課題になるものと考えております。

地方の税財政基盤の整備は、国、地方を通ずる事務配分等を初めとする地方行政制度全般のあり方を踏まえつつ検討する問題でもあり、地方分権の推進状況を踏まえながら、分権の趣旨に沿った地方税財政制度が構築されるよう適切に対処してまいりたいと考えておるところでござります。

次に、地方分権の推進に取り組む決意についてのお尋ねであります。一昨年六月に衆参両院におきまして、地方分権推進に関する決議が全会一致で行われたところであります。

地方分権を推進していくことは、現内閣の重要課題の一つであり、今回的地方分権推進法案を今国会においてできる限り早期に成立させていただき、それをもとに具体的に地方分権を強力に推進していくことが重要であります。私いたしましても、具体的な成果を上げるべく強い決意でこれに取り組んでまいる所存でございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

地方分權推進法案(趣旨說明)

四

○國務大臣(山口謙男君)　國と地方公共団体の役割分担のあり方についてのお尋ねでござりますが、國としては内政に関する役割は思い切って地方公共団体にゆだね、國が本来果たすべき役割を重点的、効果的に担うとともに、地方公共団体は地域における行政を自主的、総合的に担うよう行政システムの改革が求められているものと認識をいたしております。

本法案の第四条はこうした考え方方に立ちまして、国と地方の役割分担のあり方を示したものでございまして、昨年末に閣議決定した地方分権大綱を検討する過程で、地方制度調査会や地方六団体を始め各方面の御意見を参考といたしまして取りまとめをいたしたものでございます。

もとより、具体的な役割分担の見直しは地方分権推進計画を立案する過程におきまして検討いたしていいくことになると思いますが、本法案に示された基本的な考え方方は、その際の十分な指針となるものと認識をいたしております。

次に、衆議院における第五条の修正についてのお尋ねでござりますが、この修正の趣旨は、地方分権の推進に当たっては、地方公共団体の自主性・自立性を確保する必要があることにかんがみまして、法案第五条に定める国との関与・必置規制・機関委任事務・補助金等の整理合理化について、地方自治確立の觀点から行つ旨を追加することによりましてその整理合理化の方向を明確にするためのものと認識をいたしております。政府といたしましても、この御趣旨を十分に踏まえ

まして、機関委任事務等の整理合理化を積極的に推進してまいります。

次に、全国的な統一性、全国的な規模・視点を重視して行う必要のある事務のうち、その執行に当たって地方公共団体の裁量にゆだねることが適当な事務についてのお尋ねでございますが、具体的にはどのような事務がこれに該当するかどうかにつきましては、地方分権推進委員会から勧告さ

れる具体的な指針を尊重いたしまして、政府が権限委譲等の具体的な施策を展開する際に個々の事業の性格を踏まえまして個別具体的に明らかにしていくべきものであると考えております。

次に、政府、地方公共団体あわせたトータルとしての国民負担についてのお尋ねでござりますが、地方分権はもとより地方行政改革の重要な柱の一つであり、これを推進するに当たっては、国、地方全体を通じまして簡素で効率的かつ国民の期待にこたえる行政を確立するとの視点に立つて対処すべきものであると考えております。

最後に、地方分権推進委員会の委員の構成及び事務局の体制についてのお尋ねでございますが、委員の人選につきましては、同委員会がその法範囲の任務を的確に果たしていくため、国、地方の行政について高い見識を有する者をバランスよく配置する必要があると認識をいたしております。本法案の成立後、国会における審議をも参考にしつつ、任命権者である内閣総理大臣におきまして、両議院の御同意が得られるよう適切な人選が行われるものと考えておる次第であります。

また、事務局の具体的な規模、構成等につきましても、国会における論議を踏まえまして、簡素を旨としつつ委員会の任務を補佐する上で最も適切な人材を配置するなど、委員会の業務に支障のない体制を確保してまいる所存でございます。

割を広く担うこととされております。」のようないくことによって国と地方公共団体等を推進していくことによって、具体的に権限委譲が分担すべき役割が明確になっていくものと考えております。

で地域に関する行政という面を有している場合に、は、できる限り地方公共団体の責任と判断が尊重されて処理できるようにしていくことが地方分権を推進していく上で重要なことであると認識をいたしております。

なお、その際には、地域に関する行政は地方公団体が主体的に担えるよう、地方公団体にゆだねるべきものは思い切ってゆだねるという姿勢が重要であると認識をしております。國と地方公団体の事務配分についてのお尋ねであります。地方税財源を充実確保すべきと御指摘がございましたが、ただいま總理からも御答弁を申し上げましたが、地方分権の推進に当たっては、地方公団体の税財政基盤を確立してまいりことが最も重要な課題の一つであります。先般の税制改革におきましては、地方分権を推進し地方税源の充実を図るために地方消費税を導入することを実現していただきましたのも、その重要なこととなると存じますが、その際には、地方の自己主性・主体性を高める観点から議論がなされるものと期待しております。具体的に申し上げることといたしましても具体的な措置を講じてまいりたいと考えております。

国、地方を通じます行政改革の推進の必要性についてのお尋ねでありますが、地方分権推進の成果を十分上げていきますためには、もとより地

柱の一つであると存じております。
また、今後の高齢化の進展に伴う地域福祉の充実や生活関連社会資本の計画的整備等を考え合わせると、地方税財源の充実強化を図りますことはますます重要な課題になるものと考えております。

方公共団体への権限委譲等の側における努力が必要であります。同時に、地方公共団体におきましても、自主的、積極的に行政改革を進めますとともに、行政の公正の確保と透明性の向上、行政能力の向上、自己チェックシステムの整備、住民参加の充実等、新たな地方公共団体の役割を担う

こうした中で、地方税財源の充実確保に当たりましては、まず地方税の充実強化を基本としつつましては、まず地方税の充実強化を基本としつつ、地方交付税の財政調整機能により地方団体の財政基盤の整備を図ることが必要であり、分権の趣旨に沿った税財政制度が構築されるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

こうした中で、地方行政体制の整備確立を図ることにふさわしい地方行政体制の整備確立を図ることが重要であると認識をしております。

こうした国、地方、公共団体双方の努力によりまして、国、地方を通じた行政の簡素効率化を推進していくことが何よりも大切であると考えております。

全国的な統一性 全国的な規模・視点を重視して行う必要のある事務につきましても、国は、極力、基準の提示や制度の大枠の制定にとどめるものとするとの点についてのお尋ねであります。が、國と地方公共団体との役割分担の見直しに当たり、従来、全国的な統一性、全国的な規模・視点が過度に強調され過ぎた嫌いがあることから、がんがみまして、このような事務でありましても、一方

で地域に関する行政という面を有している場合には、できる限り地方公共団体の責任と判断が尊重されて処理できるようしていくことが地方分権を推進していく上で重要なことであると認識をいたしております。

具体的な権限委譲等の推進に当たりましては、個別にそのあり方を見直していくことが重要であります。地方分権推進委員会において検討されることとなると存じますが、その際には、地方の自主性・主体性を高める観点から議論がなされるものと期待しております。具体的に申し上げることとは差し控えさせていただきたいと存じますが、地方分権推進委員会の議論、結果を踏まえまして、政府といたしましても具体的な措置を講じてまいりたいと考えております。

国、地方を通じます行政改革の推進の必要性についてのお尋ねであります。地方分権推進の成果を十分上げていきますためには、もとより地方政府への権限委譲等国の側における努力が必要であります。同時に、地方公共団体におきましても、自主的、積極的に行政改革を進めますとともに、行政の公正の確保と透明性の向上、行政能力の向上、自己チェックシステムの整備、住民参加の充実等、新たな地方公共団体の役割を担うにふさわしい地方行政体制の整備確立を図ることが重要であると認識をしております。

こうした国、地方公共団体双方の努力によりまして、國、地方を通じた行政の簡素効率化を推進していくことが何よりも大切であると考えております。

地方公共団体の体制整備についてのお尋ねであります。が、地方分権の推進につきましては、地方がその実情に沿った個性あふれる行政を積極的に展開できるよう、国と地方の役割分担を本格的に見直し、権限委譲や国との関与等の廃止・緩和、地方税財源の充実強化を進め、地方公共団体の自主性・自立性を強化していくことが必要であります。

このような地方分権推進の成果を上げますためにも、もとより地方公共団体への権限委譲などこの側における努力が必要であります。同時に、御指摘のとおり、地方公共団体においても、自生的な市町村の合併の推進、広域的な行政需要への対応、人材の確保育成に積極的に取り組むなど、新たな地方公共団体の役割を担うにふさわしい地方政府体制の整備確立を図ることが必要であると考えております。(略)

できずになつたのであります。今日、改めて地方分権の機運が高まつてまいりましたが、今回の地方分権推進法案の提出は、戦後二度目の地方分権への挑戦であると同時に、夫完全に終わつた戦後民主主義の完成を目指す一つの戦後五十年の課題であると考えるのであります。

議論することなしに地方分権を実現すること
きないと考へているのであります。また、白
きの機関と位置づけること自体が自治、公
衆議院の委員会審議におきましても、法安
味するところは、機関委任事務の単なる整理
化だけではなくしに、その原則廢止を目指し、
のあり方自体についても検討を行うというう
りますとの趣旨の答弁が行われてゐるので
ます。再度総理から確認の意味でお答えをし
きたいと存じます。

○若崎昭弥君 私は、日本社会党・憲政民主連合を代表して、ただいま議題となりました地方分権推進法案につきまして質問いたします。

中央集権を排して地方分権を推進しようという課題は、過去何度も地方制度調査会や行革審などで提起をされてまいりましたが、これが一気に実現への歩みを強めたのは一昨年の地方分権推進の国会決議においてでありました。私は新人議員としてその国会決議に参加できたことを大変喜んでおりますが、参議院議員として改選の時期を迎える今、その仕上げとも言ふべき地方分権推進法案の審議に加わることができますことを、

政に対する国民要求も多様なものとなってまいりました。中央集権化され巨大化した政治や行政では、的確に対応することが無理になつてきております。また、国際的には日本の貢献が大きく期待されるようになり、国政は国際社会の課題に敏感に対応することが求められるようになります。こうした観点からも、内政課題は住民に身近な自治体で行うことが期待されてきており、地方分権の推進が必然のものとなつてきてるのであります。

私は、以上のような認識を持つてこの地方分権を推進法案の審議に臨むつもりでありますが、まず、総理並びに官房長官、総務庁長官、自治入臣に、この歴史的認識について御所見をお伺いいた

固有事務のうちどうしても地方自治体に協力せなければならぬものについては、国と地主の新たな協力関係が必要になつてくると思ふ。この点について総務厅長官のお考えをお伺いたきたいと思います。

さて、自治省設置法によれば、自治省は、自治に影響を及ぼす国の施策に関し必要な章関係行政機関に申し出ること、地方自治に関する制度及び運営の調査研究、内閣総理大臣の権限行使に関する助言その他の援助等を行う強力な権限を持っており、まさに地方分権は自治省の的な仕事ではないかと考えるのであります。かかわらず、改めて地方分権推進委員会を設ける必要があるのはなぜなのか、また、地方分権進委員会と自治省の関係はどうなるかについて総務庁長官及び自治大臣の見解をお願いいたします。

また、法案は、地方分権推進委員会が地方計画のための指針づくりとともに具体的な議論等の検討を行うことになつております。重要な役割を果たすこととされております。

そこで私は、地方の意見を反映させるため地方の関係者を入れるべきだと考えます。自治の実現のための分権ということからも、自治体に見える形で検討が進められる必要性があるので、委員会 자체の情報公開も検討す

大臣の御見解を賜りたいと思います。

また、地方分権の推進に伴って、国と自治体の新たな関係の構築や住民参加の充実、地方税・財政制度の改革等が必要となってきます。したがって、地方分権の推進とあわせて、地方自治の基本法である地方自治法の見直し、改正も不可欠であろうと考えるのであります。この点について自治大臣の御見解をお示し願いたいのであります。

さて、今日、多くの自治体は地方交付税なしにはやっていけないのが実態です。しかし、地方分権の推進は、この自立できる自治体の数をふやしていくことを課題としていると考えるものであります。したがって、地方税源の委譲を進め、当面、少なくとも三割程度は自立できるようになります。少くとも三割程度は自立できるようになりますが、いかがでしょうか。

また、税源を委譲すると税収の地域偏在が起きるという指摘もありますが、この問題に関連して、地方交付税の制度を改革した新たな財政調整の仕組みが必要になることも考えられます。自治大臣の見解をお伺いいたします。

最後に、地方分権の推進において大事なことは、各首長と地方の権限のとり合いではなくて、地方自治の実現、より徹底した民主主義の実現であります。

私は、地方分権推進法案について、我が社会省のシャドー・キャビネットの先駆的な地方分権推進法案の提起を受け継いだものであると思っているのであります。そこで、かつて社会党的シャドー・キャビネットの自治大臣としてその案の作成を行った官房長官に、本法案の提出に当たっての感概をお伺いしたいと存じます。

次に、機関委任事務についてお伺いいたします。

また、法案は、地方分権推進委員会が地方計画のための指針づくりとともに具体的な議論等の検討を行うことになつております。重要な役割を果たすこととされております。そこで私は、地方の意見を反映させるため地方の関係者を入れるべきだと考えます。自治の実現のための分権ということからも、や自治体に見える形で検討が進められる必要りますので、委員会自体の情報公開も検討す

平成七年四月二十四日 参議院会議録第十八号

官 報 (号 外)

障のない体制を確保してまいるつもりだ」「それじゃます。(拍手)

國務大臣五十歲去三君登壇、拍手

(国務大臣五十嵐広三君登壇、拍手)
○國務大臣(五十嵐広三君) 岩崎議員の御質問は、いわゆる地方自治の我が国における進み方の歴史認識というようなことであったらうと思いますが、今もそれぞれお答えございましたように、我が国の憲法が第八章九十二条以下のところで、いわゆる他方自治の本旨を中心にして地方自治

関するそれぞれの明文化がなされたわけであります。あるいはそれに関連して地方自治法など地方政府に関する法律もそれぞれ制定され、非常に立派な建前ができたのであります。しかし問題は、やはり地方自治というのは住民の意識にかかる問題であります。そこには、なぜかだけ我が国で本当の意味の自治が根をうすかということが一番大事な問題であつたろうと思ふのであります。

であります。確かに、一方、考えてみますと、東京の一極集中の問題であるとか、あるいは行政改革の面で、中央と民、中央と地方、こういうことの関係における鋭い国民的な批判であるとか、あるいは国の場合でも巨大であれば必ずしもそのことが強い國家主義は言えないんだというような反省も私は随分あつたんじやないかと思うのであります。が、こういうつながりで今日のこの地方分権がようやく具体的になつてきました、二年前に衆参両院で満場一致で議決をして、あれからわざか二年にしてこうしていよいよこの法案が審議されるということは、まさに感動的無量の感じがする次第でござります。

御審議をいただきながら、ぜひ一日も早く、これが成立を見て二十一世紀にふさわしい我が國の地方自治が実現できますように心からお願ひ申し上げて、御答弁にかかる次第であります。(拍手)

このような政策課題に的確に対応いたしました。めには、住民に身近な行政は思い切って地団体にゆだね、地方公共団体の自主性・自立性を強化していくことが必要であり、積極的に地方分権を推進し地方自治の一層の充実発展を図ることが現下の重要な課題であると考えておるところです。

地方分権推進委員会についてのお尋ねですが、地方分権の推進につきましては、地方の実情に沿った個性あふれる行政を積極的にできますよう、国と地方の役割分担を本格化直し、権限委譲や国の関与等の廃止・緩和、税財源の充実強化を進め、地方公共団体の性・自立性を強化していくことが必要であります。

また、地方分権の推進は今や時代の大きなであり、まさに実行の段階であります。一方の側面等から、行政をどこへかたつ問題でござ

この五十年をさかのむな」とかお語にございました。たようになつた。殊に、これもお話をありましたように、一九六〇年代には、当時、高度成長の初期のころでありますから、環境の問題であるとか公害あるいは特にそれぞれの土地問題であるとか、あるいは多様な都市問題とされるものであるとか、こういうさまざまの問題の中で、住民が自分たちをどう防衛するかということの中での自治というものが地域に芽生えてきたと思います。あんころからいわば本当の意味の自治といふて、國務大臣（野中広務君）　地方分権についての歴史的認識についてのお尋ねであります。戦後当世紀に近いこれまでの間に地方分権を求めるという声がありましたことは御承知のとおりでござります。その反面、先ほど鎌田議員からも御指摘がございましたように、また総理初めそれぞれ御答弁がございましたように、戦後の復興、経済の発展を進めるために、中央集権型の行政システムによって国力の繁栄をもたらさなければならなかつた

ものが我が国では育ち始めてきて、殊に近年ではむしろ國よりも先取りをするような行政がいろいろ目立ってまいりました。環境の問題であるとか、あるいは情報公開の問題であるとか、あるいは町づくりであるとか福祉であるとか、こういう点でも個性のある行政が随分各地域で花開いたものであるというふうに思います。

そういうこの五十年間ににおける我が國の地方自治の成熟の中で、ようやく今日、本当の意味の国と地方の役割分担、分権というものが目の前にあらわれてきた、こういうぐあいに考へておる次第

た背景もあつたかと存するのでござります。
しかしながら、我が國を取り巻く内外の諸情勢が大きく変化をし、成熟化の社会へと移行しつゝある今日におきましては、高齢化の急速な進展、国際化への対応など近時の社会経済情勢の変化に対応しながら住民福祉の向上を図っていくためには、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現し、住民の多様なニーズに対応した個性豊かな活力に満ちた地域社会の実現を図りますことが今後の目的的な政策課題であると存じておるところでござります。

このような政策課題に的確に対応いたしますために、住民に身近な行政は思い切って地方公共団体にゆだね、地方公共団体の自主性・自立性を強化していくことが必要であり、積極的に地方分権を推進し地方自治の一層の充実発展を図ることが現下の重要な課題であると考えておるところでございます。

地方分権推進委員会についてのお尋ねであります。ですが、地方分権の推進につきましては、地方がその実情に沿った個性あふれる行政を積極的に展開できますよう、国と地方の役割分担を本格的に明確化し、権限委譲や国の関与等の廃止・緩和、地方税財源の充実強化を進め、地方公共団体の自主性・自立性を強化していくことが必要であります。

また、地方分権の推進は今や時代の大きな流れであり、まさに実行の段階であります。一方の関係等広く行政全般にかかる問題であります。一方で、単に自治省のみならず内閣全体として推進すべき重要な課題であると存じておるところでもあります。このため、法案では、地方分権の推進に関する基本理念や基本方針を定めますとともに、地方分権推進委員会を設置いたしまして、この委員会が勧告する指針を尊重し、政府として地方分権推進計画を作成いたしまして、地方分権を総合的にかつ計画的に推進していくこととしているところであります。

自治省といたしましては、従来より地方自治に影響を及ぼす法令案や地方公共団体の負担を伴う法令案につきまして、適宜的確に関係行政機関に対して意見を申し出ることに努めてまいりましたが、本法に基づき地方分権が強力に推進されますが、総理を初め総務省を中心としたとして最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

自治省自身の地方分権の取り組みについてのお尋ねでございますけれども、地方分権の推進につきましては、自治省にとりましても最重要課題であると認識をしておりまして、御指摘のように、

各省自身の事務も含め、国と地方の役割分担を本格的に見直しまして、権限委譲や国の関与等の廃止・緩和、地方税財源の充実強化を進め、地方公共団体の自主性・自立性を強化していくよう、これまであらゆる機会をとらえて努力を行つたところであります。いすれにいたしましても、二十一世紀に向けた時代にふさわしい国と地方の関係を確立いたしますため、自治省をいたしましても、具体的な成果を上げるべく強い決意でこれに取り組んでまいります。

地方分権の推進に伴う地方自治法の見直しについてのお尋ねであります。もとより地方分権の推進の成果を十分なものにしていくためには、国と地方公共団体の役割分担を踏まえまして、分権の時代にふさわしい地方行政体制の整備確立を図ることが必要であります。

昨年の地方自治法の改正によりまして創設されました中核市制度、広域連合制度は、いずれも地方分権を進める具体的方策の一つとして位置づけられるものであります。外部監査制度の導入等、地方制度調査会の答申で提言された検討課題もござりますので、今後とも地方分権の推進の状況に応じまして所要の見直し、検討を行つてまいりたいと考えております。

地方税源を充実確保すべきとのお尋ねでありますが、先般の税制改革におきましては、地方分権を推進し地方税源の充実を図るために地方消費税率の導入をお願いしたことといったところであります。御提案を申し上げておる地方分権推進法案におきましても、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実強化を図るものとする」とされています。

また、今後の高齢化の進展に伴い、地域福祉の充実や生活関連社会資本の計画的整備等を考えあわせますと、地方税財源の充実強化を図ることはますます重要な課題となると考えておるところでございます。

を、税制調査会や地方制度調査会等の御審議を煩わしつつ、分権の趣旨に沿った地方税財源の充実強化が図られますよう適切に対処してまいりたいと考えております。

新たな財政調整についてのお尋ねであります。が、地方公共団体が必要とする財源は基本的には地方税をもって賄われることが最も望ましいと考えておりますが、一方で、御指摘のように地域の経済力の格差により地域間の税源の偏在が著しい我が国の現状にかんがみますと、すべての地方公共団体に一定の行政水準を確保し自主的・自立的な財政運営を保障する地方交付税制度は必要不可欠であると存じておるところでございます。

したがいまして、地方分権の推進に当たりましては、地方公共団体が地域の実情に即した自主的・主体的財政運営を行えるように地方交付税の総額の安定的確保を図りますとともに、その算定方法を地方公共団体の財政需要をより的確に反映させることのできるものとするなど、その財政調整機能の一層の充実を図つてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(原文丈兵衛君) 勝木健司君。

(勝木健司君登壇、拍手)

○勝木健司君 私は、平成会を代表して、地方分権推進法案について質問いたします。

二十一世紀を目前に控え、新しい世纪に生きる次世代のためにゆとりと豊かさを実感できる社会を実現していくためにも、地方分権の推進は今日の私たちに課せられた政治の最重要課題であります。平成五年の第百二十六国会では、衆参両院の本会議において地方分権の推進に関する決議が全会一致で採択されました。

ここでは、中央集権的行政のあり方を問い合わせし、国と地方の役割を見直し、國から地方への权限委譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性・自律性の強化を図り、二十一世紀にふさ

わしい地方自治の確立が急務であるとしたとしております。

戦後半世紀を迎える中、私どもは立法府の絶力を挙げて、責任を持って地方分権を推進する歴史的使命があると考えるものであります。

以下、順次お伺いいたします。

第一に、地方分権の取り組み姿勢についてであります。

私どもは、細川内閣時代、第三次行革審の答申を受け、平成六年一月には内閣総理大臣を本部長とする行政改革推進本部を設置し、同年二月に平成六年度内を目途に地方分権を図るためにの大綱方針を策定するとともに、直ちに地方分権推進法案の制定を目指すことを明示した閣議決定を行い、羽田政権発足とともに第二十四次地方制度調査会を設置して地方分権推進に関する諮問を行なうなど、一貫して地方分権の推進に取り組んでまいりました。

村山総理は、こうした流れの中で、第二十四次地方制度調査会より地方分権の推進に関する答申を受け、平成六年末の大綱方針を経て今国会に地方分権推進法案を提案されました。しかしながら、その内容たるや地方制度調査会の答申の具体的中身から大きく後退した極めて抽象的なものとなっています。

地方分権推進をどのように進めるのかがあいまいにされたまま地方分権推進委員会を設置し、具體的な内容はすべて委員会の審議にゆだねるとあっておりません。この点について総理は強く疑問を抱くものであります。

また、政府の法案からは権限や財源の具体的な分権の方針が明確に見えてきませんが、そのことは分権についての思想、価値観の欠如によるものであります。

立法府としては、世論に押されて仕方なく分権を行うのではなく、分権の道筋、具体的な姿を国民の前にこの法律によって明らかにしていかなければならぬと考えます。この点について総理はどうお考えか、御見解をお伺いいたします。

第二に、衆議院での修正についてお伺いいたします。

衆議院におきまして、政府提案の法案のほかに新進党の対案が提出され、あわせて審議をされました。その結果、政府提案の法案について、第五条と第十一条について修正され可決されておりました。総理はこうした修正の経緯をどのように受け取めておられますか。

衆議院で修正された法案ではありますが、しかし私は、まだまだこれでは地方分権の姿が見えず、明確性に欠けるなど極めて不十分な内容で

本気で取り組もうと考えられておるのか。地方分権の推進に臨む総理の御決意及び地方分権推進法案の位置づけについて御見解をお伺いいたします。

地方分権の推進は、何よりもそれぞれの地域に根差す住民の視点に立った行政構造の転換でなければなりません。しかしながら、政府の法案は、国、地方間の役割分担のあり方に即して権限の委譲を推進するというだけで、国から地方への分権が住民自治の実現という分権の基本的な価値観を置き忘れているよう思えてならないのであります。単なる役割分担の見直しというだけならば、分権を推進するのも押しとどめるのも、いかようにも理屈はつけられるのであります。

現在の政府の取り組み姿勢では、住民と地方公共団体の要望に全然こたえていないのではないかと強く疑問を抱くものであります。

また、政府の法案からは権限や財源の具体的な分権の方針が明確に見えてきませんが、そのことは分権についての思想、価値観の欠如によるものであります。

立法府としては、世論に押されて仕方なく分権を行なうのではなく、分権の道筋、具体的な姿を国

めると考えております。

細川元総理は、分権の思想が全く明確でなく権

めで不十分、従来のおすそ分け的な発想の域を出

ない法案が成立することによって、今後当分の間、現状が固定化されてしまうことは、地方分権

そのものの促進を妨げるものであり、千年禍根を残すものと言っております。

将来に禍根を残さぬよう真摯に論議を進め、法

案の実効性を高め、国民の期待にこたえるよう必

要な点はさらに修正を加え、眞の地方分権を実現

していくことこそ、我が参議院

良識の府参議院

に課せられた使命であると考えております。この

点について総理のお考えをお伺いいたします。

第三に、地方分権の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務についてお伺いいた

します。

いわゆる中央集権型の行政システムが明治以来の近代化、戦後の復興期から高度経済成長期を通じて一定の役割を果たしてきたことは事実であります。

第三に、地方分権の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務についてお伺いいた

します。

いわゆる中央集権型の行政システムが明治以来

の近代化、戦後の復興期から高度経済成長期を通じて一定の役割を果たしてきたことは事実であります。

第三に、地方分権の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務についてお伺いいた

します。

いわゆる中央集権型の行政システムが明治以来

の近代化、戦後の復興期から高度絏済成長期を通じて一定の役割を果たしてきたことは事実であります。

第三に、地方分権の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務についてお伺いいた

します。

いわゆる中央集権型の行政システムが明治以来

の近代化、戦後の復興期

平成七年四月二十四日 参議院会議録第十八号 地方分権推進法案(趣旨説明)

(國務大臣村山富市君登壇、拍手)

○國務大臣（村山富市君） 勝木議員の質問にお答えを申し上げます。

地方分権に取り組む決意と法案の位置づけについてのお尋ねであります。地方分権推進法案は、一昨年六月の衆参両院における全会一致の決議を一つの契機として、地方制度調査会答申等の趣旨をも踏まえて昨年末に閣議決定された地方分権大綱の基本的方向に沿って取りまとめられたものでございます。

地方分権を推進していくことは、我が国の中長期の重要な課題の一つであります。今回の地方分権推進法案を今国会においてできる限り早期に成立させていただき、それをもとに具体的に地方分権を強力に推進していくことが重要であります。私としても、たしましても、具体的成果を上げるべく強い決意で取り組んでまいります。

では、地方分権推進計画の作成過程において具体的に検討していくべきものであると考えております。

なお、地方分権の個別具体的な内容につきましては、明らかにしていくべきではないかとのお尋ねであります。今般の地方分権推進法案では、まず地方分権の推進に関する基本理念を示し、その上で国の施策の基本方針を示しております。さらに具体的な手順、道筋等を明らかにしてまいりましたのでございます。

次に、法案修正についてのお尋ねであります。が、衆議院においては、本法案について精力的な御審議をいただき、与野党間で慎重に協議され、結果、全会一致をもって政府案を修正の上、可決されたものと承知をいたしております。もとより、政府としてはその結果を尊重する所存でござります。

い
ま
す。

次に、国と地方の役割の明確化についてのお尋ねであります。昨年十二月に閣議決定いたしました大綱方針の中で、国は本来果たすべき役割を重点的に分担することとし、その役割を明確なものにしていくとともに、地方公共団体は地域における行政を広く担い、企画・立案・調整・実施などを一貫して処理していくべきものとされているところでございます。本法案に規定された基本方針は、この大綱方針を踏まえたものであります。したがいまして、本法案の基本方針に即して作成される地方分権推進計画等を通じて、国と地方が分担すべき役割が明確になっていくものと考えております。

次に、委員会の指針や計画において地方の意見を尊重すべきとのお尋ねでありますが、地方分権

推進委員会においては本法案の基本方針に沿いまして具体的な指針を勧告していくものと期待しているところであります。政府もいたしましては、委員会の勧告を最大限に尊重し、推進計画を策定してまいります。

主性・自立性を高めていくためには、地方公共団体への権限委譲はもとより、国の関与、前置規制の整理合理化に積極的に取り組む必要があると認識をいたしております。

政府といたしましては、地方分権大綱に基づき、御指摘の国の関与及び必置規制については必要最小限のものに整理合理化を図る所存でござります。

次に、機関委任事務制度、地方事務官制度等についてのお尋ねであります。まず機関委任事務につきましては、地方制度調査会の答申の趣旨を踏まえて地方分権大綱を閣議決定したところでござ

ざいます。
政府といたしましては、この地方分権大綱及び
本法案に基づき、機関委任事務の整理合理化を積

極的に進めるとともに、機関委任事務制度につき

ましても、そのあり方を含め適切な検討を行つて
まいる所存でござります。もとより、その検討に
当たりましては、国会における御論議や各方面の
御検討を十分踏まえてまいる所存であり、その検
討の結果、制度の廢止ということになれば所要の

措置を講ずることとなるものであります。また、地方事務官制度につきましては、臨調以来の経緯やこれを廢止すべきとする地方制度調査

会の答申等、種々の御議論があることは承知をいたしておりますが、同制度は、機関委任事務のあり方や国と地方の役割分担のあり方等とも関連する事柄であり、当該事務の帰属あるいは職員の身分問題等については慎重に検討していくべきものと考えておるところでございます。

のお尋ねであります、先般の税制改革においては、地方分権を推進し地方税源の充実を図るために地方消費税を導入することとしたところでござい

ます。また、今後の高齢化の進展に伴う地域福祉の充実や生活関連社会資本の計画的整備等を考え合わせると、地方税源の充実強化を図ることはますます重要な課題になるものと考えております。

地方の税財政基盤の整備は、国、地方を通じて事務分配等を初めてとする地方行政財政制度全般のある方を踏まえ検討する問題でもあり、税制調査会や地方制度調査会等の御審議を煩わせつつ、地方分権の推進状況を踏まえながら、分権の趣旨に沿った地方税制が構築されるよう適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、補助金制度についてのお尋ねであります。が、補助金等につきましては、地方行政の自主性・自立性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、「地方分権の推進に関する大綱方針」等に沿いまして、事務事業の内容等を勘案し、地方公共団体の事務として同化、定着、定型化しているものや人件費補助にかかる補助金交付金等につ

—

いては一般財源化等を進めるとともに、奨励的補助金等について基本的縮減を図るなど、国と地方公共団体との役割分担の見直しにあわせまして、真に必要なものに限定していくことにより整理合理化を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、地方公共団体の行政体制の整備確立についてのお尋ねでございますが、地方分権推進の成果を上げるためには、地方公共団体への権限委譲

など国の側における努力が必要ですが、同時に、御指摘のとおり、地方公共団体においても広域連合制度の活用、自主的な市町村の合併の推進、行政改革の推進、監査機能の充実に積極的に取り組むなど、新たな地方公共団体の役割を担うにふさわしい地方行政体制の整備確立を図ることが必要であり、また、国としても地方公共団体

に対して必要な支援を行うことが適当であると考
えていようと存じます。

てのお尋ねでございますが、委員の人選につきましては、同委員会がその広範な任務を的確に果たしていくため、國、地方の行政について高い見識を有する方をバランスよく配置する必要があると認識をいたしております。どのような分野から委員を選任するかは本法案の成立を待つて検討することとしております。いずれにいたしましても国会の御同意がいただけないよう適切な人選に努め

る所存でございます。

るものと考えております。また、政府いたしましても、委員会の勧告、意見を最大限に尊重する所存でございます。また、本法案では委員会に独立の事務局を置くこととしているところであります。ですが、その具体的な規模・構成につきましては、本案の成立後、委員会の発足に向けて検討していくこととなります。いずれにいたしましても、委

員会の業務に支障のない体制を確保してまいる所存でございます。

次に、时限立法としての扱いについてのお尋ねであります。法案においては、地方分権推進計画の作成から実施まで一定の期限内に集中的かつ計画的に取り組むことが具体的な成果を上げる上で最も効果的であるとの認識のもとに、地方制度

○國務大臣野中広務君登壇、拍手
○國務大臣(野中広務君) 勝木議員の御質問にお答えいたします。
地方政府からの意見についてのお尋ねであります
が、昨年九月の地方六団体からの意見書や議会か
に積極的に取り組んでまいる決意であります。
(拍手)

化、すべての事業債の権配分等、彈力化、簡素化を図っております。今後とも、去る十一月に開議された「地方分権の推進に関する大綱方針」等を踏まえまして、簡素化の対象範囲の拡大について検討してまいりたい決意であります。

勝木議員から地方分権についてさまざまの御指摘がございましたが、鳴り物入りで宣伝をする」とより、政治の要諦はいかに具体的、的確に実施をし実現をさせるかであります。村山内閣は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の前政権における後始末を始めとし、敏感に処理をし、さきの臨時国会、今国会の法案の成立、予算の編成、早期成立等々着実に実施しておるところでありまして、地方分権は、与野党挙げて今後五十年の大きな節目に立ってぜひ実現をしていただきたいたいと存ずるところであります。(拍手)

が、自治体の面積や人口など無味乾燥な統計数字によつて自治体をとらえるほかない国の側には、その実態は見えてきません。したがつて、霞が関からは多彩な自治体の特性を的確にとらえた行政を打ち出すことは至難のわざであり、没個性的になることは避けられません。

地方住民みずから手によらなければ「個性豊かで活力に満ちた地域社会」という地方分権の理念は達成できないと考えますが、総理の御意見をお尋ねいたします。

次に、国と地方の役割分担についてであります
が、国と地方公共団体の役割分担について、国の役割は、國家の存立にかかる事務、全国的に統一して定めることが望ましい事務、地方自治に関する基本的な準則に関する事務、全国的な規模もしくは視点に立つて行つべき施策や事業となつてゐます。これに対し、地方公共団体の方については住民に身近な行政を処理するとされております。國の役割についてはかなり具体的であります

が、地方公共団体についてはただ住民に身近な行政と極めて抽象的であります。

特に国の役割とされる全国的に統一して定めることが望ましい事務が強調されると、地方公共団体の分立すべき事務はどこまでどこまで、

臣側の力不足すべき役割はどこまでを辻織されてしまうおそれがあります。なぜ国の役割についてのみ具体的に示し、自治体の役割を抽象的に示すにとどめたのか理解に苦しむところであります。が、総務庁長官からその理由をお聞かせいただきたい

次に、地方財政余裕論なるものについてお尋ねをいたします。

大蔵省には、以前から、国の財政に比べ地方の財政には余裕があるという考え方があります。その根拠は、国債残高が二百兆円を超えるのに地方債の残高はその約半分の百兆円余にすぎないという極めて単純な論理によるものと聞きますが、これは国と地方の仕事の質的相違を無視し、累積債務

が、地方分権の推進に当たりましては、地方公共団体が地域の実情に即した自主的、主体的財政運営を行えるように地方交付税の総額の安定的確保を図るとともに、その算定方法を地方公共団体の財政需要をより的確に反映させることのできるものとするなど、財政調整機能の一層の充実を図ることが必要であると考えております。

このようないわゆる地方交付税の算定方法につきましては、毎年度地方公共団体の意見をお聞きして改善を加えるなど適正な運用に努めているところであります。が、今後とも、地方分権の推進に資する観点から、地方公共団体の意見、実情等がより一層反映されるよう配慮してまいる所存であります。

地方債の発行についてのお尋ねであります。

地方債の許可につきましての御指摘であります。が、地方債の許可に当たりましては、その手続につきましては臨時行政推進審議会の答申等も踏まえまして、かねて融資手続を含む許可手続の簡素

まず、地方分権の理念の達成についてでありますが、本法案は、地方分権の基本理念として「地方政府団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」を掲げておりますが、現在の自治体がいかに自主性や自立性に欠け個性や活力を失っているかの認識について、権限や財源を委譲する側の国と、それを受ける側の自治体との間にはかなりの落差があると思われます。

三千三百と言われる自治体は、南北に長く連なる日本列島の大きく異なる気候や風土の中で、それぞれ特色ある歴史をたどり、伝統文化を育てながら、山のふもと、川のほとり、あるいは海辺に臨んで地域共同社会を形成しております。

人間の一人一人の顔や性格が異なる以上に、個々の自治体の性格は多彩なものであります。そこに居住する住民はその特質を熟知しております

が、地方公共団体についてはただ住民に身近な行政と極めて抽象的であります。

特に国の役割とされる全国的に統一して定めることが望ましい事務が強調されると、地方公共団体の分担すべき役割はどこまでも圧縮されてしまうおそれがあります。なぜ国の役割についてのみ具体的に示し、自治体の役割を抽象的に示すにとどめたのか理解に苦しむところであります。が、総務庁長官からその理由をお聞かせいただきたいと思います。

次に、地方財政余裕論なるものについてお尋ねをいたします。

大蔵省には、以前から、国の財政に比べ地方の財政には余裕があるという考えがあります。その根拠は、国債残高が二百兆円を超えるのに地方債の残高はその約半分の百兆円余にすぎないという極めて単純な論拠によるものと聞きますが、これは国と地方の仕事の質的相違を無視し、累積債務

— 1 —

の数量の単純な比較による誤った論理でありま
す。

今も大蔵省がこのような地方財政余裕論を持つ
る所とすれば、このたびの地方分権の推進に当
たって財源の地方への委譲について支障が生ずる
おそれがあります。仕事だけ地方へ委譲して、そ
の裏づけとなる財源の手当が十分に行われない
のではないかと自治体の方も心配をいたしており
ます。

今でも地方の超過負担が問題にされているさ
か、地方財政余裕論なるものがいままだ大蔵省の中
に残っているのかどうか、大蔵大臣にお聞きした
いのであります、不在のようありますので、
これは総理から御答弁をお願いいたします。

次に、機関委任事務についてであります。

地方公共団体の執行機関が国の機関として行う
事務、つまり機関委任事務は、都道府県の場合は
七〇から八〇%、市町村でも五〇%に及ぶと言わ
れています。この数字は、自治省に尋ねまして
せんが、実際に機関委任事務を扱っている自治体
では、この比率がほぼ定説になっております。
これでは国の出先機関としての役割が余りにも
強く、自治体とは名ばかりと言われても仕方があ
りません。機関委任事務こそ自治体に自主性や自
立性を欠き、個性と活力を失わせる最大の原因に
なっております。

そもそも、この機関委任事務なるものは、国が
権限と財源とを握ったまま仕事だけ自治体にやら
せることに変則的な制度であります。極
めて中央集権的な明治憲法に対しても、民主政治を
掲げる日本国憲法が初めて地方自治の一章を導入

し地方自治の確立を目指しましたが、本来なら
ば、その際に大幅な権限や財源の委譲による地方
分権が行われるべきでありました。

しかし、地方自治の制度はできただばかりで、自
分力を備えるまで当分國の機関委任事務として扱う
方がよいと当時の関係者は考えたものと思われま
す。以来、半世紀を経た今日、我が國の自治体は

民主諸国家の自治体と何ら遜色のないまでに成長
いたしました。したがって、機関委任事務は原則
廃止の方針で臨むべきであると思います。

総理並びに総務庁長官の決意のほどをお聞かせ
いただきたいと存じます。

最後に、自治体への天下り人事についてお尋ね
をいたします。

自治体に対する国の関与や必置規制などについ
ても緩和策を講ずるようありますが、いわゆる
国から地方への天下り人事についてはどうするお
つもりでありますか。

平成六年九月一日現在、各省庁から都道府県へ
のいわゆる天下りと言われる人々は七百五十七名
に上り、そのうち副知事が十六名、総務部長が三
十一名、財政課長が同じく三十一名、地方課長が
十名となっております。このように多数の人々が
国へ省庁から天下り、しかも自治体の要職につい
て六四六時中にならみをきかせていくのでは、干渉し
ないようにと言つてもだれも信用できないではない
でしょうか。

地方分権との関連において、この天下り人事に
て六四六時中にならみをきかせていくのでは、干渉し
ないようにと言つてもだれも信用できないではない
ことがあります。

〔國務大臣村山富市君登壇、拍手〕
○國務大臣(村山富市君) 星川議員の質問にお答
えを申し上げます。

まず、地方分権の理念についてのお尋ねであり
ますが、地方分権の推進については、地方がその能
力を備えるまで当分國の機関委任事務として扱う
方がよいと当時の関係者は考えたものと思われま
す。以来、半世紀を経た今日、我が國の自治体は
民主諸国家の自治体と何ら遜色のないまでに成長
いたしました。したがって、機関委任事務は原則
廃止の方針で臨むべきであると思います。

総理並びに総務庁長官の決意のほどをお聞かせ
いただきたいと存じます。

最後に、自治体への天下り人事についてお尋ね
をいたします。

自治体に対する国の関与や必置規制などについ
ても緩和策を講ずるようありますが、いわゆる
国から地方への天下り人事についてはどうするお
つもりでありますか。

平成六年九月一日現在、各省庁から都道府県へ
のいわゆる天下りと言われる人々は七百五十七名
に上り、そのうち副知事が十六名、総務部長が三
十一名、財政課長が同じく三十一名、地方課長が
十名となっております。このように多数の人々が
国へ省庁から天下り、しかも自治体の要職につい
て六四六時中にならみをきかせていくのでは、干渉し
ないようにと言つてもだれも信用できないではない
ことがあります。

〔國務大臣山口鶴男君登壇、拍手〕
○國務大臣(山口鶴男君) お答えいたします。

国と地方の役割分担についてのお尋ねでござい
ますが、国としては内政に関する役割は思い切つ
て地方自治体にゆだねまして、国が本来果たすべき
役割を重点的、効果的に担うとの観点から、国
際社会における国家としての存立にかかる事務
等、国が重点的に担うべき役割を例示していると
ころでございます。一方、地方公共団体につきま
しては、地域における行政の自主的かつ総合的な
実施の役割を広く担うべきことといたしまして、
住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体に
おきまして企画・立案、調整、実施、これらを一
貫して処理するとの観点を示すことによりまし
て、その趣旨を明確にしているところでございま
す。

こうした考え方のもとに地方分権推進委員会に
おいて検討が進められ、具体的な成案を取りまと
めていただけるものと期待をいたしている次第で
あります。

次に、機関委任事務についてのお尋ねでござい
ますが、機関委任事務制度をめぐる論議は地方分権
を推進していく上で重要なテーマであると認識を
いたしております。機関委任事務につきましては、個々の事務について見直しを行い、整理合理
化を推進することとしておりまして、その結果、
極的に整理合理化を推進することとしたとしており

廃止すべき事務があれば廃止することになるのは
当然であります。

政府といたしましては、地方分権大綱及び本法
案に基づき、機関委任事務の整理合理化を積極的
に進めるとともに、機関委任事務制度について
も、そのあり方を含め適切な検討を行ってまいる
所存であります。

ます。
特に、事務自体の必要性を吟味いたしまして、

不要と認められるものについては事務そのものを廃止いたします。また、事務自体の必要性の認められるものであっても地方公共団体の事務とすることが適当なものにつきましては、積極的に団体事務化を図ることによりまして機関委任事務としては廃止をしていくことになると存じます。

また、最終的に国の事務として残らざるを得ないものにつきましては、機関委任事務制度そのものあり方について検討してまいりつもりでござります。

地方公共団体への出向人事については、基本的にはそれぞれの省庁における人事運用の問題と考えておりますけれども、一般的に申し上げますと、国と地方公共団体との人事交流が地方公共団体の主体性を損ねることがないように行われることが必要であると認識をいたしております。そういう観点でお互いの理解を深めるということは必要であると考えております。

最後に、各議員から総理の指導性について御意見がございました。私はこの際申し上げたいと思いますが、地方分権推進委員会が監視、勧告といふ強い権限を持つものとして今回提案することになりましたのは、村山総理大臣の強いリーダーシップのもとにこのような法案を作成することになりました。(拍手)

[國務大臣野中広務君 拍手]

○國務大臣(野中広務君) 星川議員の御質問にお答えいたします。

私は天下り人事についての御指摘でございま

した。

地方分権を推進する上で、地方公共団体の人材

育成は極めて重要な課題の一つでございます。地方公共団体におきましてはこれまで以上に職員研修の充実などに努めてまいりが必要がありますが、国と地方公共団体との職員の交流もまた相互の資質の向上や理解を深めるという点で意義のあるものと考えております。今後、機関委任事務の廃止に伴いまして、より多くの国家公務員が地方分権に参画していただきたいと考えておるところであります。

自治省の人事交流についてお話をございましたけれども、自治省いたしましては、それぞれ地方公共団体の要請に基づきまして職員を派遣し、また地方公共団体からも現在百四十名ほどの職員を自治省に派遣していただき、それぞれ地方との勉強をしていただいているところでございま

す。これによりまして、その能力やフレッシュな感覚を地方行政に生かせること、あるいは地方公共団体の職員と交流することによりまして相互に切磋琢磨し資質の向上が期待できること、国と地方とが相互に理解を深める上で有益でありますこと等、非常にメリットがあるわけでございま

す。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十六分散会

出席者は左のとおり。

議員
横尾 和伸君
都築 譲君
紀平 勝子君
山下 栄一君
泉 信也君
浜四津敏子君
北澤 俊美君
平野 貞夫君
白浜 一良君
刈田 貞子君
寺崎 昭久君
木暮 山人君
牛嶋 正君

副議長
赤桐 原文兵衛君
荒木 清寛君
山崎 順子君
武田 節子君
寺澤 芳男君
釘宮 鑑君
常松 克安君
猪熊 重二君
中川 嘉美君
星野 直鷲君
風間 正行君
訓弘君

議員
横尾 和伸君
都築 譲君
紀平 勝子君
山下 栄一君
泉 信也君
浜四津敏子君
北澤 俊美君
平野 貞夫君
白浜 一良君
刈田 貞子君
寺崎 昭久君
木暮 山人君
牛嶋 正君

廣中和歌子君	小林 正君	田村 秀昭君
片上 公人君	勝木 健司君	中西 珠子君
和田 教美君	高桑 茂松君	矢原 孝男君
野末 陳平君	大久保直彦君	井上 計君
及川 順郎君	松尾 官平君	永野 茂門君
大久保直彦君	溝子 顯正君	河本 英典君
中村 錠一君	前島英三郎君	鶴岡 洋君
及川 順郎君	野村 五男君	石井 一二君
大久保直彦君	坪井 一宇君	永野 茂門君
中村 錠一君	南野知恵子君	河本 英典君
及川 順郎君	成瀬 守重君	鶴岡 洋君
大久保直彦君	合馬 敬君	石井 清元君
中村 錠一君	井上 章平君	西田 吉宏君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	鈴木 栄治君
大久保直彦君	青木 幹雄君	椎名 素夫君
中村 錠一君	浦田 勝君	笠原 潤一君
及川 順郎君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
大久保直彦君	合馬 敬君	鈴木 栄治君
中村 錠一君	井上 章平君	椎名 素夫君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	笠原 潤一君
大久保直彦君	青木 幹雄君	西田 吉宏君
中村 錠一君	浦田 勝君	鈴木 栄治君
及川 順郎君	成瀬 守重君	椎名 素夫君
大久保直彦君	合馬 敬君	笠原 潤一君
中村 錠一君	井上 章平君	西田 吉宏君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	鈴木 栄治君
大久保直彦君	青木 幹雄君	椎名 素夫君
中村 錠一君	浦田 勝君	笠原 潤一君
及川 順郎君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
大久保直彦君	合馬 敬君	鈴木 栄治君
中村 錠一君	井上 章平君	椎名 素夫君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	笠原 潤一君
大久保直彦君	青木 幹雄君	西田 吉宏君
中村 錠一君	浦田 勝君	鈴木 栄治君
及川 順郎君	成瀬 守重君	椎名 素夫君
大久保直彦君	合馬 敬君	笠原 潤一君
中村 錠一君	井上 章平君	西田 吉宏君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	鈴木 栄治君
大久保直彦君	青木 幹雄君	椎名 素夫君
中村 錠一君	浦田 勝君	笠原 潤一君
及川 順郎君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
大久保直彦君	合馬 敬君	鈴木 栄治君
中村 錠一君	井上 章平君	椎名 素夫君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	笠原 潤一君
大久保直彦君	青木 幹雄君	西田 吉宏君
中村 錠一君	浦田 勝君	鈴木 栄治君
及川 順郎君	成瀬 守重君	椎名 素夫君
大久保直彦君	合馬 敬君	笠原 潤一君
中村 錠一君	井上 章平君	西田 吉宏君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	鈴木 栄治君
大久保直彦君	青木 幹雄君	椎名 素夫君
中村 錠一君	浦田 勝君	笠原 潤一君
及川 順郎君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
大久保直彦君	合馬 敬君	鈴木 栄治君
中村 錠一君	井上 章平君	椎名 素夫君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	笠原 潤一君
大久保直彦君	青木 幹雄君	西田 吉宏君
中村 錠一君	浦田 勝君	鈴木 栄治君
及川 順郎君	成瀬 守重君	椎名 素夫君
大久保直彦君	合馬 敬君	笠原 潤一君
中村 錠一君	井上 章平君	西田 吉宏君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	鈴木 栄治君
大久保直彦君	青木 幹雄君	椎名 素夫君
中村 錠一君	浦田 勝君	笠原 潤一君
及川 順郎君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
大久保直彦君	合馬 敬君	鈴木 栄治君
中村 錠一君	井上 章平君	椎名 素夫君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	笠原 潤一君
大久保直彦君	青木 幹雄君	西田 吉宏君
中村 錠一君	浦田 勝君	鈴木 栄治君
及川 順郎君	成瀬 守重君	椎名 素夫君
大久保直彦君	合馬 敬君	笠原 潤一君
中村 錠一君	井上 章平君	西田 吉宏君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	鈴木 栄治君
大久保直彦君	青木 幹雄君	椎名 素夫君
中村 錠一君	浦田 勝君	笠原 潤一君
及川 順郎君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
大久保直彦君	合馬 敬君	鈴木 栄治君
中村 錠一君	井上 章平君	椎名 素夫君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	笠原 潤一君
大久保直彦君	青木 幹雄君	西田 吉宏君
中村 錠一君	浦田 勝君	鈴木 栄治君
及川 順郎君	成瀬 守重君	椎名 素夫君
大久保直彦君	合馬 敬君	笠原 潤一君
中村 錠一君	井上 章平君	西田 吉宏君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	鈴木 栄治君
大久保直彦君	青木 幹雄君	椎名 素夫君
中村 錠一君	浦田 勝君	笠原 潤一君
及川 順郎君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
大久保直彦君	合馬 敬君	鈴木 栄治君
中村 錠一君	井上 章平君	椎名 素夫君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	笠原 潤一君
大久保直彦君	青木 幹雄君	西田 吉宏君
中村 錠一君	浦田 勝君	鈴木 栄治君
及川 順郎君	成瀬 守重君	椎名 素夫君
大久保直彦君	合馬 敬君	笠原 潤一君
中村 錠一君	井上 章平君	西田 吉宏君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	鈴木 栄治君
大久保直彦君	青木 幹雄君	椎名 素夫君
中村 錠一君	浦田 勝君	笠原 潤一君
及川 順郎君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
大久保直彦君	合馬 敬君	鈴木 栄治君
中村 錠一君	井上 章平君	椎名 素夫君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	笠原 潤一君
大久保直彦君	青木 幹雄君	西田 吉宏君
中村 錠一君	浦田 勝君	鈴木 栄治君
及川 順郎君	成瀬 守重君	椎名 素夫君
大久保直彦君	合馬 敬君	笠原 潤一君
中村 錠一君	井上 章平君	西田 吉宏君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	鈴木 栄治君
大久保直彦君	青木 幹雄君	椎名 素夫君
中村 錠一君	浦田 勝君	笠原 潤一君
及川 順郎君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
大久保直彦君	合馬 敬君	鈴木 栄治君
中村 錠一君	井上 章平君	椎名 素夫君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	笠原 潤一君
大久保直彦君	青木 幹雄君	西田 吉宏君
中村 錠一君	浦田 勝君	鈴木 栄治君
及川 順郎君	成瀬 守重君	椎名 素夫君
大久保直彦君	合馬 敬君	笠原 潤一君
中村 錠一君	井上 章平君	西田 吉宏君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	鈴木 栄治君
大久保直彦君	青木 幹雄君	椎名 素夫君
中村 錠一君	浦田 勝君	笠原 潤一君
及川 順郎君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
大久保直彦君	合馬 敬君	鈴木 栄治君
中村 錠一君	井上 章平君	椎名 素夫君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	笠原 潤一君
大久保直彦君	青木 幹雄君	西田 吉宏君
中村 錠一君	浦田 勝君	鈴木 栄治君
及川 順郎君	成瀬 守重君	椎名 素夫君
大久保直彦君	合馬 敬君	笠原 潤一君
中村 錠一君	井上 章平君	西田 吉宏君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	鈴木 栄治君
大久保直彦君	青木 幹雄君	椎名 素夫君
中村 錠一君	浦田 勝君	笠原 潤一君
及川 順郎君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
大久保直彦君	合馬 敬君	鈴木 栄治君
中村 錠一君	井上 章平君	椎名 素夫君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	笠原 潤一君
大久保直彦君	青木 幹雄君	西田 吉宏君
中村 錠一君	浦田 勝君	鈴木 栄治君
及川 順郎君	成瀬 守重君	椎名 素夫君
大久保直彦君	合馬 敬君	笠原 潤一君
中村 錠一君	井上 章平君	西田 吉宏君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	鈴木 栄治君
大久保直彦君	青木 幹雄君	椎名 素夫君
中村 錠一君	浦田 勝君	笠原 潤一君
及川 順郎君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
大久保直彦君	合馬 敬君	鈴木 栄治君
中村 錠一君	井上 章平君	椎名 素夫君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	笠原 潤一君
大久保直彦君	青木 幹雄君	西田 吉宏君
中村 錠一君	浦田 勝君	鈴木 栄治君
及川 順郎君	成瀬 守重君	椎名 素夫君
大久保直彦君	合馬 敬君	笠原 潤一君
中村 錠一君	井上 章平君	西田 吉宏君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	鈴木 栄治君
大久保直彦君	青木 幹雄君	椎名 素夫君
中村 錠一君	浦田 勝君	笠原 潤一君
及川 順郎君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
大久保直彦君	合馬 敬君	鈴木 栄治君
中村 錠一君	井上 章平君	椎名 素夫君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	笠原 潤一君
大久保直彦君	青木 幹雄君	西田 吉宏君
中村 錠一君	浦田 勝君	鈴木 栄治君
及川 順郎君	成瀬 守重君	椎名 素夫君
大久保直彦君	合馬 敬君	笠原 潤一君
中村 錠一君	井上 章平君	西田 吉宏君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	鈴木 栄治君
大久保直彦君	青木 幹雄君	椎名 素夫君
中村 錠一君	浦田 勝君	笠原 潤一君
及川 順郎君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
大久保直彦君	合馬 敬君	鈴木 栄治君
中村 錠一君	井上 章平君	椎名 素夫君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	笠原 潤一君
大久保直彦君	青木 幹雄君	西田 吉宏君
中村 錠一君	浦田 勝君	鈴木 栄治君
及川 順郎君	成瀬 守重君	椎名 素夫君
大久保直彦君	合馬 敬君	笠原 潤一君
中村 錠一君	井上 章平君	西田 吉宏君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	鈴木 栄治君
大久保直彦君	青木 幹雄君	椎名 素夫君
中村 錠一君	浦田 勝君	笠原 潤一君
及川 順郎君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
大久保直彦君	合馬 敬君	鈴木 栄治君
中村 錠一君	井上 章平君	椎名 素夫君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	笠原 潤一君
大久保直彦君	青木 幹雄君	西田 吉宏君
中村 錠一君	浦田 勝君	鈴木 栄治君
及川 順郎君	成瀬 守重君	椎名 素夫君
大久保直彦君	合馬 敬君	笠原 潤一君
中村 錠一君	井上 章平君	西田 吉宏君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	鈴木 栄治君
大久保直彦君	青木 幹雄君	椎名 素夫君
中村 錠一君	浦田 勝君	笠原 潤一君
及川 順郎君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
大久保直彦君	合馬 敬君	鈴木 栄治君
中村 錠一君	井上 章平君	椎名 素夫君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	笠原 潤一君
大久保直彦君	青木 幹雄君	西田 吉宏君
中村 錠一君	浦田 勝君	鈴木 栄治君
及川 順郎君	成瀬 守重君	椎名 素夫君
大久保直彦君	合馬 敬君	笠原 潤一君
中村 錠一君	井上 章平君	西田 吉宏君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	鈴木 栄治君
大久保直彦君	青木 幹雄君	椎名 素夫君
中村 錠一君	浦田 勝君	笠原 潤一君
及川 順郎君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
大久保直彦君	合馬 敬君	鈴木 栄治君
中村 錠一君	井上 章平君	椎名 素夫君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	笠原 潤一君
大久保直彦君	青木 幹雄君	西田 吉宏君
中村 錠一君	浦田 勝君	鈴木 栄治君
及川 順郎君	成瀬 守重君	椎名 素夫君
大久保直彦君	合馬 敬君	笠原 潤一君
中村 錠一君	井上 章平君	西田 吉宏君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	鈴木 栄治君
大久保直彦君	青木 幹雄君	椎名 素夫君
中村 錠一君	浦田 勝君	笠原 潤一君
及川 順郎君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
大久保直彦君	合馬 敬君	鈴木 栄治君
中村 錠一君	井上 章平君	椎名 素夫君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	笠原 潤一君
大久保直彦君	青木 幹雄君	西田 吉宏君
中村 錠一君	浦田 勝君	鈴木 栄治君
及川 順郎君	成瀬 守重君	椎名 素夫君
大久保直彦君	合馬 敬君	笠原 潤一君
中村 錠一君	井上 章平君	西田 吉宏君
及川 順郎君	矢野 哲朗君	鈴木 栄治君
大久保直彦君	青木 幹雄君	椎名 素夫君
中村 錠一君	浦田 勝君	笠原 潤一君
及川 順郎君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
大久保直彦君		

平成七年四月二十四日 参議院会議録第十八号 議長の報告事項

四

官 報 (号 外)

議院運営委員

辞任

捕尔

防衛廳經理局長

謙君

橋本 敦君 吉岡 吉典君
同日委員会において選任した理事は次のとおりで

予算委員会

理事 武田邦太郎君（井上哲夫君の補欠）

同田議員から次の質問主意書が提出された

田臣院源氏閑事、質問主意書(絶平様)于君提出

林美基方法第一项
の規定に基づく、立成六三は林美基の動刀（二画）、三

次報告及び同法第九条第二項の規定に基づく平成七年度において講じようとする林業施策についての文書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

トヨタ 理局長	防衛廳 防	官異動前 官職名
長 理局長	防衛廳 防	官異動後 官職名
育訓練局教 育訓練局教	官異動後 官職名	年月日 異動
長 局長	官異動後 官職名	年月日 異動
村田 直昭	官異動後 官職名	年月日 異動
佐藤 謙	官異動後 官職名	年月日 異動
秋山 昌廣	官異動後 官職名	年月日 異動
同	官異動後 官職名	年月日 異動

同日議長は 内閣総理大臣から由出のあつた次の
者を、第百三十一回国会政府委員に任命すること
を承認した。

防衛廳防衛局長
秋山昌廣君

平成七年四月二十四日 参議院会議録第十八号

防衛省經理局長 佐藤謙君
外務省総合外交政策局 軍備管理・科学審議官 林賜君
同日内閣総理大臣から議長宛、防衛省防衛局長秋山昌廣君外二名(同日議長承認)を、第一百三十二回
国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

平成七年四月二十四日 参議院会議録第十八号

発行所	虎ノ門二丁目一〇五番四号 東京都港区
電話	03 (3587) 4294
定価	配税本二部 送三円 料を含む三円 別